

## 子育て環境日本一推進本部設置要綱

### (目的)

第1条 急速な少子化の進行、子どもや家庭を取り巻く環境の変化の中で、次代の社会を担う子どもや若者が結婚や子育てに夢を持ち、家庭を築き、安心して子どもを産み育てることができる環境の実現を目指し、全庁を挙げて出会い・結婚支援から出産、子育て、教育、就労支援まで総合的な施策を推進するため、子育て環境日本一推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所管事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について所管する。

- (1) 子育て環境日本一の実現に向けた総合的な施策の推進に向けた企画・立案に関すること。
- (2) 子育て環境日本一の実現に向けた施策の推進に係る総合調整に関すること。
- (3) その他子育て環境日本一の実現に向けた施策の推進について、必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、知事とする。

3 副本部長は、政策企画部の事務を担当する副知事の職にある者をもって充てる。

4 本部員には、別表第1に掲げる者をもって充てる。

### (本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (幹事会)

第6条 推進本部の運営を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、政策企画部総合政策室長の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事会は、幹事長が議事に関係する幹事を指名して招集する。

6 幹事長は、会議を主宰し、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 推進本部の庶務は、政策企画部総合政策室において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年6月21日から施行する。

この要綱は、平成30年7月18日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- 各広域振興局長
- 企画理事
- 総務部長
- 政策企画部長
- 府民環境部長
- 文化スポーツ部長
- 健康福祉部長
- 商工労働観光部長
- 建設交通部長
- 教育長
- 警察本部長

別表第2（第6条関係）

- 各広域振興局地域連携・振興部長
- 自治振興課長
- 企画総務課長
- 総合政策室参事
- 地域政策室長
- 男女共同参画課長
- 文教課長
- 大学政策課長
- こども・青少年総合対策室長
- 健康福祉総務課長
- 高齢者支援課長
- 医療保険政策課長
- 地域福祉推進課長
- 障害者支援課長
- 家庭支援課長
- 医療課長
- 雇用推進室長
- 労働政策課長
- 住宅課長
- 教育委員会学校教育課長
- 教育委員会高校教育課長
- 教育委員会保健体育課長
- 教育委員会社会教育課長
- 警察本部少年課長
- 警察本部生活安全企画課長
- 警察本部交通企画課長
- 各保健所長